令和8年度 利用調整指数表

フリガナ 児童氏名





基本指数

事由①~⑨のうち、父母それぞれの事由に基づく指数を **一つ 適用します**。基準に該当する場合は、加算の値を指数に足します。 ※ ひとり親(に準ずる状態)の場合、提出ができない父母の指数は、事由⑨より下の指数を代わりに適用します。 また、⑧虐待・DVの指数は父母で分けずに合算した値のみとなります。

添付書類を確認の上、該当する点数、加算欄に○をしてください。指定のない場合は、入園希望月初日の状態で記入してください。 在園期間、添付書類の詳細は、入園のしおりをご確認ください。

事由	間、添付書類の詳細は、入園のしおりを 状	態	父	加	算	母	加	算	添付書	類
(月あたりの労働時間が 160時間以上 (週あたりの労働時間が 40時間以上 ※就労証明書の「6 就労時間(変則就労の場合)」にて 週間で証明がある場合のみ使用) ※通勤時間・残業時間含めず		28			28				
(月あたりの労働時間が140時間以上160時間未満 (週あたりの労働時間が35時間以上40時間未満 ※就労証明書の「6 就労時間(変則就労の場合)」にて週間で証明がある場合のみ使用) ※通勤時間・残業時間含めず			月20日	月22日 以上の 労働 + 4	26	月20日 以上の 労働 + 2	月22日 以上の 労働 + 4	A就労証	
. (月あたりの労働時間が 120時間以上140時間未満 (週あたりの労働時間が 30時間以上35時間未満 ※就労証明書の「6 就労時間(変則就労の場合)」にて週間で証明がある場合のみ使用) ※通勤時間・残業時間含めず			以上の 労働 + 2		24			※自営業の方及びダブルワークの方は別途追加で書類が必要です。 ④就労証明書裏面をご確認ください。 ※指数は就労証明書の「6 就労時間」に記載の	
为 (月あたりの労働時間が100時間以上120時間未満 (週あたりの労働時間が25時間以上30時間未満 ※就労証明書の「6 就労時間(変則就労の場合)」にて週間で証明がある場合のみ使用) ※通勤時間・残業時間含めず					22				に記載の
(月あたりの労働時間が80時間以上100時間未満 (週あたりの労働時間が20時間以上25時間未満 ※就労証明書の「6 就労時間(変則就労の場合)」にて週間で証明がある場合のみ使用) ※通勤時間・残業時間含めず					20			時間及び日数ます。	で計算し
(月あたりの労働時間が64時間以上80時間未満 (週あたりの労働時間が16時間以上20時間未満 ※就労証明書の「6 就労時間(変則就労の場合)」にて週間で証明がある場合のみ使用)※通勤時間・残業時間含めず		18			18				
1	稼働予定(内定等を受け入園月の1日に就	労している旨の⑤誓約書がある)	15			15			⑤勤務内容・3 に係る誓約書	於職活動
②出産	産前1か月~産後2か月 の間に入園を	希望する場合			/		32		出産予定日が確認 書類(母子手帳の	
:	1か月以上入院 している場合(予定の場	易合を含む)		35		35		診断書(様式不問)		
3				⑥診断書	での指数加質		⑥診断書に関する	での指数加質		
保			29	保育を必 要とする 程度が1	+ 2	29	保育を必			
護	診断書の日常生活能力の程度が	「2」の項目に該当する場合	26			26	要とする 程度が1	+ 2	所沢市指定様	士
者		「3」の項目に該当する場合	25	保育を必 要とする		O.E.	保育を必 要とする		⑥診断書	
の疾し		「4」の項目に該当する場合	23	程度が 2,3	+ 1	23	程度が 2,3	+ 1		
病	指定用紙以外の診断書の交付を受けている場合		15			15		診断書(様式7	下問)	
رِ . اِ	身体障害者手帳1級、精神福祉手帳1級、療育手帳 @ のいずれか交付を受けている場合		32		32		身体障害者手帳			
	身体障害者手帳2級、精神福祉手帳2級、易	喉育手帳 A のいずれか交付を受けている場合		31		31		ヤマは 精神福祉手帳		
害	身体障害者手帳3級、精神福祉手帳3級、療	育手帳 B・C のいずれか交付を受けている場合		27		27		又は		
بِ	身体障害者手帳4・5・6級 のいずれか交付	を受けている場合		25		25		療育手帳 の写し		
4	児童を介護している場合で、医師の指示に またはそれに準ずる状態の場合			32		32		診断書+ 介護スケジュー	ル	
雑 足 上	児童 (手帳1級・療育手帳 A・A のいず)	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	25 24			25	-		手帳の写し 又は	
・親	児童 (手帳2級・療育手帳 B・C のいずれかの交付有)を介護している場合						居宅内	+ 5	大は 介護保険証の写し 又は 診断書	
∌#: \r\r\r	成人 (手帳1、2級または介護度4、5 の同居一親等)を介護している場合			居宅内	+ 5					
の -	児童を介護している場合(上記以外)		20			20	-		+ 介護スケジュー	a) .
	成人を介護している場合(上記以外)	es and Da Halle Lile (CA)	15			15				-//
-	災害の復旧(豪雨・地震・火災等、居住して			55		55		罹災証明書		
求職 -	求職中(求職活動支援機関等利用証明書あり)			10			10		⑤勤務内容・オ に係る誓約書	 於職活動
	求職中			5		5			ハローワークによ	1
L	ハローワークでの職業訓練			26		26		る証明	受 講	
7	月あたりの就学時間が 96時間以上 ※学校教育法に定めるもの・準じた施設 月あたりの就学時間が 64時間以上96時間未満			25		25		在学証明書	ス ケ + ジ	
就	月あたりの配字時間か 04時間以上90時間木橋 ※学校教育法に定めるもの・準じた施設			22		22		合格通知書等	ے ا	
_	上記以外(通信教育、日本語学校を含む)の就学を常態			10		10			ル	
	入園希望月に就学が決定されている(スケジュール表の提出がない場合) ※学校教育法に定めるもの・準じた施設			13		13		合格通知書等		
,	入園希望月に就学の予定がある			8		8			予定先が分か	るもの
8 虐 D待 V・	虐待・DVを受けるおそれがある・受けている		加算	126 加算 下段「ひとり親」に該当 下段「ひとり親に準ずに		当下段の指数を使用		公的機関が発 明書 (加算項目は該 明書等が必要	核当する証	
(9)	その他市長が認めた場合(理由)		状況によ	3		・ 状況によ	.る		
(3)	でいる。 ひとり親(離婚および別居をしている状態での、児童扶養手当認定者・ひとり親家庭等医療 費助成制度の対象者・戸籍謄本で確認できる方、等)			55		55		児童扶養手当等	辛受けてい	
				55			55		ない方は戸籍膳	

- ・労働の就労証明書の「6 就労時間(変則就労の場合)」にて週間で証明がある場合、4を乗じて月間の日数を判断します。
- ・疾病・障害の添付書類の診断書は、保育が必要であるということが判断できるものをご提出下さい。
- ・介護・看護の場合で被介護者の診断書を提出する方は、診断書の様式は問いません。

※裏面もご記入ください

・介護スケジュール、受講スケジュールの指定様式はありません。介護先・受講先のスケジュールを添付してください。自作のスケジュール表でも結構です。

調整指数(家庭状況) 該当する点数欄にOをしてください。(状況により複数該当)

「保育園等」とは、認可保育園・認定こども関(保育園部分)・地域型保育事業(事業所内保育事業の従業員枠を除く)を指します。

「休月園	等」とは、認可保育園・認定こども園(保育園部分)・地域型保育事業(事業所内保育事	兼の従業貝枠を除く)を指しよす	0
区分	状態		点数	添付書類•補足
減算	保育料等を滞納している人が世帯内にいる場合			以下すべての調整指数の加算が付き ません。
	令和8年度中に内定辞退・取消があった場合 (令和8年4月入園のみ、令和7年度の12月~3月入園の内定辞退・取消を対象として減算します)			辞退・取消があるごとに減算が累積されます。 (例:2回辞退した場合ー40点)
	入園申請の無い就学前(小学校入学前)の他児童がいる場合(児童介護、他施設等で保育している場合を除く)			
	市外在住者で転入予定を示す書類がない場合			
	利用調整の結果が保留になった場合に、育児休業の延長を許容できる場合 ※別途「②育児休業延長の許容に関する申出書」の提出が必要です。			②育児休業延長の許容に関する申出 書の提出があった場合のみ適用しま す。
	入園・転園した当該年度内の転園希望 (兄弟姉妹が在園中の保育園等のみを希望施設として転園申請する場合、または、別々の保育園等に通う2人以上の兄弟姉妹が、「同時同園」で転園申請する場合を除く)			市外園から市内園への転園の場合は 除きます。
	同居している65歳未満の祖父母が月16日以上かつ月64時間以上、労働または介護、就学に当たっていない場合	父方祖父	-1	同居祖父母の保育の必要性を示す書類
	腰、肌子にヨにつくいない場合 (疾病・障害で保育に当たることができない場合を除く)	父方祖母	-1	(就労証明書や診断書等)の提出がない場合、減算対象となります。
	※勤務内容の誓約(誓約稼働)及び求職活動を事由とすることは不可。	母方祖父	-1	※複数の事由を同時に行っている場合、 祖父母に限り日数及び時間を合算すること
	※祖父母の住所地が父母と同じ場合、同居として判断します。	母方祖母	-1	が可能です。
	兄弟姉妹が在園中の保育園等のみを希望施設として転園申請する場合(下段の指数との併用はしない)			2人以上の兄弟姉妹が転園申請をする場
度以降の 転園	別々の保育園等に通う2人以上の兄弟姉妹が、「同時同園」で転園申請する場合(上段の指数との併用はしない)			一合、「3 同時同園」で申請をすることがこの 加算の前提条件となります。
育児休業取	な得と同時に一時退園した児童と出生児が共に育児休業明けに入園を希望する場合(令和7年3月31日	までの一時退園が対象)	100	
	兄弟姉妹に小学生の就学児童あり			
	兄弟姉妹(多胎児含む)が保育園等を利用中又は申請中の場合			加点の対象については、教育・保
兄弟 姉妹	兄弟姉妹に小学校入学前の児童あり(本人含む)	2人	1	育給付認定申請書兼現況届および施設等申請変更届出書に記載
. , ,	,, , , , , , , , , , , , , , , , , ,	3人	2	のある児童にて判断をします。
	申請書提出時点で誕生している児童のみカウントします。	4人~()	3∼()
	混合保育入園審査会又は医療的ケア児入園審査会で集団保育が必要とされた児童が4月入	120		
	生活保護受給中の世帯	10		
	保育士資格等を有し、市内の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業所に	新規就労予定	15	A就労証明書
保護者	勤務中(育児休業からの復職を含む)または勤務予定	勤務中 (育休からの復職を含む)	4	⑩確約書・保育士証等※ 転園の場合は加算なし
	単身赴任中			就労証明書の単身赴任期間の記載で判断します。
	生計を維持する者の自己都合によらない失業により就労の必要性が高く、 離職日から3ヶ月以内に「求職活動」の保育要件で申請をする場合			雇用保険受給資格者証

調整指数 (申請児童の現在の保育先) 該当する点数欄を いずれか1つ選択して、〇をしてください。

	区分	状態	点数	添付書類•補足
いずれかに通り		申請時点で所沢市から教育・保育給付認定を受けており、地域型保育事業や2歳児 クラスまでの認可保育園を卒園・卒室して4月入園を希望する場合 ※ 通常の希望園20点・連携園や系列園は100点となります。 ※ 事業所内保育事業の従業員枠を利用している場合はこの指数の対象外となります。	20 (100)	
	事業所内保育 事業の従業員枠	申請時点で所沢市から教育・保育給付認定を受けており、事業所内保育事業の従 業員枠を利用している場合	10	
	・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・事業所内保育施設 ・企業主導型保育施設	左記の保育施設について、月16日以上の利用実績がある場合(注)	10	④「一時保育·認可外·事業所内·
っ童 てが		左記の保育施設について、月12日以上15日以下の利用実績がある場合(注)	8	企業主導型」保育利用証明書
いる	市外認可保育施設	市外の保育園等に通っている場合	6	①教育·保育給付認定申請書兼現
3	上記以外	幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)に通っている場合(注)	2	況届に在園施設名の記載
		養護施設等に入所中の場合	17	
育児休業からの復職予定		「労働」の保育要件で、かつ育児休業中・産前産後休業中から復職予定での入園申請(注) ※入園となった場合、入園の翌月1日までに元の勤務先に復職をする必要があります。 ※期限までに復職できない場合、利用調整(選考)結果の取消または退園となります。	11	④就労証明書に記載のあることが 条件

(注):市内の保育園等を利用している場合は該当しません。

フリガナ 児童氏名 各項目の点数を足して、合計点を記入してください。

・記入いただいた指数と、証明等の添付書類の内容に基づいて算出された 指数に相違があった場合、職員にて指数表の修正を行います。

基本指数	父		
(表面)	母		
調整指数	家庭状況		
(裏面)	保育先		
合	合計		

表1 ※市役所記	記入欄
ポイント	事由
20	虐待・DV
9	災害
8	ひとり親
7	疾病•障害
6	労働
5	介護·看護
4	就学
3	出産
0	

「ひとり親に準ずる」に該当する場合、世帯ポイントは6になります。

- ①、合計が同点の場合は表1の世帯のポイント(父母それぞれ該当する事由の合計)の高い世帯を優先します。
- ②、①の優先順位で判定が不可能な場合は世帯の基本指数計の高い方を優先とします。
- ③、②で判定が不可能な場合は令和7年度市民税非課税世帯及び所得割額の少ない世帯を優先とします。 ※9月以降の利用調整では令和8年度の課税内容で審査します。

兄弟姉妹で同時に甲請する
場合の申請希望
(申請書に記載済の項目転記)

同	園優先	(兄弟姉妹で同じ園への内定を優先するが、調整できない場合は別々の園や1人のみの内定を希望する。)	
同	月入園	(「兄弟姉妹が全員、同月に内定する場合のみ」内定を希望する。)	
F	時同園	(「兄弟姉妹が全員、同月かつ同じ園に内定する場合のみ」内定を希望する。)	